



# ひとりで悩んでいませんか？

「DV」とは、夫または恋人など親密な関係にある男性パートナーから女性に向けられる暴力で、夫が妻の行動や考え方を支配するために、さまざまな形態の暴力を行使するものです。

STOP THE 暴力



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

## DVを構成する5つの暴力

暴力の形態は大きく分けて5つに分類されます。身体的・精神的・性的・経済的・子どもを利用したもので、いずれも女性の人権を著しく侵害するものです。こうした認識のもと、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律、「配偶者暴力防止法」が制定されました。法律を受けて、国や市町村などで、配偶者暴力相談支援センターなどのDV専用窓口が開設されてきましたが、周囲の目や相談したことがばれるのがこわい、恥ずかしいなどの理由で相談できずに我慢している人がほとんどです。「DV」は命にかかわる危険な犯罪。もし今、暴力を受けているなら、いち早く安全な場所へ避難し、相談または警察へ通報してください。



**DV**  
ドメスティック・バイオレンス

**身体的暴力**  
▶殴る、蹴る、物を投げつける、刃物などを身体に突きつける、けがをしても病院に行かせないなど。

**精神的暴力**  
▶大声で怒鳴る、ののしる、無視、友人や実家との付き合いを制限、電話や手紙、携帯をチェックするなど。

**経済的暴力**  
▶「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、生活費を渡さない、仕事に就かせない、借金をさせるなど。

**性的暴力**  
▶性行為を強要する、無理にポルノビデオを見せる、避妊に協力をしないなど。

**子どもを利用した暴力**  
▶子どもに暴力をふるう、子どもの前で暴力をふるう、子どもを取り上げると脅すなど。

## DV相談専用電話・窓口一覧

「女性に対する暴力撤廃国際日」である11月12日から11月25日までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。一人で悩まずに相談してください。あなたの「こころ」を理解してくれる人がいます。

緊急時には田川警察署へ通報

☎ 42-0110

場所▶田川市平松町3番36号

●男女共同参画センター あすばる

☎ 092-584-1266

日時▶☎ 9時30分～16時

※☎ 18時～20時30分、第4月曜は開館

●女性相談所

☎ 092-711-9874

日時▶☎ 9時～17時15分

●夜間・休日相談電話

☎ 092-716-0424

日時▶☎ 17時15分～24時

☎ 祝日 9時～24時

●性暴力被害電話相談

☎ 0570-08-7867

日時▶☎ 15時～21時

※平成23年1月31日まで

●田川保健福祉事務所

☎ 42-4850

日時▶☎ 8時30分～17時15分

場所▶田川総合庁舎内

窓口対応可

●男女共同参画センター ゆめっせ

☎ 44-0159

日時▶☎ 8時30分～17時

場所▶田川市民会館内

窓口対応可

●福智町役場 総務課 広報・広聴係

☎ 22-0555

日時▶☎ 8時30分～17時15分

場所▶本庁3階

窓口対応可



## 収入・もてなし

報告義務者本人 21人 / その配偶者 18人 / その親族 17人 / 計 56人

区分	配当金				利子				賃貸料			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	4	0	0	17	5	1	0	15	1	1	1	18
配偶者	1	0	0	17	3	0	0	15	0	0	0	18
親族	0	0	0	17	1	0	0	16	0	0	0	17
合計	5	0	0	51	9	1	0	46	1	1	1	53

区分	謝礼金				その他収入				贈与		もてなし	
	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	有	無	有	無
本人	0	0	0	21	4	2	7	8	0	21	0	21
配偶者	0	0	0	18	1	2	4	11	0	18	0	18
親族	0	0	0	17	0	0	1	16	0	17	0	17
合計	0	0	0	56	5	4	12	35	0	56	0	56

## 税等の納付状況

区分	人数	所得税					町県民税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	21	9	4	5	3	0	6	8	7	0	1
配偶者	18	6	0	1	11	0	3	0	1	14	0
親族	17	13	0	0	4	0	6	6	0	5	1
合計	56	28	4	6	18	0	15	14	8	19	2

区分	人数	固定資産税					国民健康保険税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	21	11	6	0	4	1	1	0	8	12	1
配偶者	18	5	0	0	13	0	0	0	0	18	0
親族	17	1	0	0	16	0	1	1	0	15	0
合計	56	17	6	0	33	1	2	1	8	45	1

区分	人数	軽自動車税					水道料				
		5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上	該当なし	滞納者	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	21	8	3	2	8	0	8	5	4	4	0
配偶者	18	1	3	0	14	0	0	0	0	18	0
親族	17	2	3	1	11	1	0	0	0	17	0
合計	56	11	9	3	33	1	8	5	4	39	0

区分	人数	公営住宅家賃					住宅新築資金等				
		20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	滞納者
本人	21	1	1	0	19	0	2	0	0	19	1
配偶者	18	0	0	0	18	0	1	0	0	17	0
親族	17	0	0	0	17	0	0	0	0	17	0
合計	56	1	1	0	54	0	3	0	0	54	1

区分	人数	その他使用料				
		5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	21	0	0	0	21	0
配偶者	18	0	0	0	18	0
親族	17	0	0	0	17	0
合計	56	0	0	0	56	0

## もっと詳しく「資産報告書」と「意見書」の 知りたいかたは 閲覧はお気軽に窓口へ

資産金額や税の納付状況など、該当者個人別の詳細な資産報告書を閲覧希望のかたは、福智町にお住まいであれば閲覧することができます。役場3階総務課で申請(用紙に氏名住所などを記入)後、4階の情報公開室でご覧ください。詳細は、お気軽にお問い合わせください。

☎ 役場総務課庶務係 ☎ 22-0555

